

教育課程検討会議での検討結果について

教育課程検討会議で検討した結果、2019年度の特例措置として、長期休業を定めるため、議決を求めるもの。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

2019年度天皇即位関連の休日に伴う「年間授業日数減」への対応について、教育課程検討会議で検討した結果、2019年度の特例措置として長期休業を定めるため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1号第1項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるもの。

長期休業	現行	2019年度	増減
学年始休業	4/1～4/7	4/1～4/8	+1日
夏季休業	7/22～8/31	7/22～8/25	-5日
冬季休業	12/26～1/6	12/25～1/6	+1日
学年末休業	3/25～3/31	3/25～3/31	±0日
計			-3日

教育課程検討会議での検討結果について

1. 2019年度以降の教育課程編成時の予備時数について

- 小1～中2は20コマ、中3は5コマを予備時数の目安として編成する。
- 週時程は29コマを基準とする。

2. 2019年度の長期休業期間の変更について

- 天皇即位関連で、休日が年4日増えることへの対応（朱書きが変更点）

長期休業	現行	2019年度	増減
学年始休業	4/1～4/7	4/1～4/8	+1日
夏季休業	7/22～8/31	7/22～8/25	-5日
冬季休業	12/26～1/6	12/25～1/6	+1日
学年末休業	3/25～3/31	3/25～3/31	±0日
計			-3日

3. 2019年度の土曜授業について →学校裁量幅の拡大

- 回数を「年4回程度（3～5回）」から「年2回以上」に変更する。
- 地域との連携行事に限り、日曜日に実施することも可とする。